

平成 23 年度大磯町教育委員会第 8 回定例会会議録

1. 日 時 平成 23 年 11 月 16 日 (水)
開会時間 午前 9 時 00 分
閉会時間 午前 10 時 55 分
2. 場 所 大磯町役場 4 階 第 1 会議室
3. 出席者 竹 内 清 委員長
曾根田 眞 二 委員長職務代理者
大 橋 伸 明 委員
青 山 啓 子 委員
依 田 勝 也 教育長
相 田 輝 幸 理事
大 隅 則 久 子ども育成課長
鈴 木 義 邦 子ども育成課主幹
増 尾 克 治 子ども育成課子育て支援室長
松 本 卓 次 生涯学習課長
山 口 章 子 生涯学習課図書館長
佐 川 和 裕 生涯学習課郷土資料館長
山 口 信 彦 子ども育成課副主幹
4. 傍聴者 2 名
5. 前回会議録等の承認
6. 教育長報告
7. 付議事項
議案第 14 号 平成 23 年 12 月補正予算における教育委員会予算要求について
議案第 15 号 大磯町附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例について
8. 協議事項
協議事項第 1 号 平成 24 年度教育委員会当初予算要求に係る協議について
9. 報告事項
報告事項第 1 号 平成 23 年第 3 回大磯町議会臨時会について
報告事項第 2 号 子ども議会について
報告事項第 3 号 町立幼稚園の応募状況について
報告事項第 4 号 小磯幼稚園民間幼稚園誘致に伴う合意事項覚書について
報告事項第 5 号 第 58 回おおいそ文化祭の実施報告について

10. その他

(開 会)

出席委員が5名で定足数に達しており、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項の規定により定例会は成立し、大磯町教育委員会会議規則第14条及び第19条の規定により傍聴を許可します。暫時休憩ののち傍聴人が入室し再開した。

(前回会議録等の承認)

委員長より前回会議録の項目を読み上げ、出席委員全員の承認を得る。

教育長報告

教育長) 私からは、10月定例会が開催されました平成23年10月19日から本日までの教育委員会諸行事等について報告させていただきます。10月19日、教育委員会定例会終了後、生沢分校を訪問し、学習状況や施設状況を視察し、その後、先生方との意見交換を実施いたしました。10月22日、23日、第58回おおいそ文化祭を今年度も会場分散型で開催いたしました。後ほど事務局から報告いたします。各地区におきましては、10月8日から11月6日にかけて、12地区で文化祭が開催されました。また、中学校においても、10月22日に大磯中学校で、22日と23日に国府中学校で文化祭が開催されました。10月27日、臨時議会が開催され、1議案を上程しました。詳細については、事務局から後ほど報告いたします。10月29日、大磯運動公園において、青少年おもしろ講座「ペットボトルロケット飛ばし」を開催し、20名の小学生が参加いたしました。10月30日、本会議場におきまして、子ども議会が開催されました。詳細については、事務局から後ほど報告いたします。11月5日、平塚市民センターにおきまして、教育研究所主催による「大磯町小・中学校音楽会」が開催され、子どもたちのすばらしい歌や演奏を聞くことができました。11月12日、13日にかけて、大磯小学校において子ども作品展が開催され、幼稚園児、小学生、中学生のすばらしい作品が展示されておりました。11月14日、保健センターにおきまして、人権教育講演会を開催し55名の参加がありました。今年度は、NPO法人日本高齢者虐待防止センター理事長の田中先生を講師にお招きし、「高齢者の人権～高齢者虐待の課題」と題して、ご講演をいただきました。その他の諸行事につきましては執行状況表のとおりであります。また、今後の予定につきましては、執行予定表をご参照ください。

議案第14号 平成23年12月補正予算における教育委員会予算要求について

書記が議案を朗読し、教育長から提案理由の説明を行った。

子育て支援室長) 12月補正予算について、まず、歳入についてご説明させていただきます。歳入の国庫負担金の(子ども手当)被用者負担金(3歳未満)ですが、補正理由としては歳出減に伴う歳入減となります。内容は、厚生年金加入者の

子ども手当支給に係る国からの負担金になります。補助率は平成 23 年 2 月分から 9 月分までが 11/13 と平成 23 年 10 月分から平成 24 年 1 月分までが 13/15 になります。次に、国庫負担金の（子ども手当）非被用者負担金（3 歳未満）ですが、補正理由は同様となります。内容は、厚生年金未加入者の子ども手当支給にかかる国からの負担金になります。補助率は、平成 23 年 2 月分から 9 月分までが 19/39 と平成 23 年 10 月分から平成 24 年 1 月分までが 5/9 になります。次に、国庫負担金の（子ども手当）中学生ですが、補正理由は同様となります。内容は、子ども手当支給に係る国からの負担金になります。補助率は全額国の負担になります。次に、国庫負担金の（子ども手当）被用者負担金（3 歳以上第 1・2 子）ですが、補正理由は同様となります。内容は、厚生年金加入者の子ども手当支給に係る国からの負担金になります。補助率は、平成 23 年 2 月分から 9 月分までが 29/39 と平成 23 年 10 月分から平成 24 年 1 月分までが 4/6 になります。次に、国庫負担金の（子ども手当）被用者負担金（3 歳以上第 3 子以降）ですが、補正理由は同様となります。内容は、厚生年金加入者の子ども手当支給に係る国からの負担金になります。補助率は、平成 23 年 2 月分から 9 月分までが 19/39 と平成 23 年 10 月分から平成 24 年 1 月分までが 5/9 になります。次に、国庫負担金の（子ども手当）非被用者負担金（3 歳以上第 1・2 子）ですが、補正理由は同様となります。内容は、厚生年金未加入者の子ども手当支給に係る国からの負担金になります。補助率は、平成 23 年 2 月分から 9 月分までが 29/39 と平成 23 年 10 月分から平成 24 年 1 月分までが 4/6 になります。次に、国庫負担金の（子ども手当）非被用者負担金（3 歳以上第 3 子以降）ですが、補正理由は同様となります。内容は、厚生年金未加入者の子ども手当支給に係る国からの負担金になります。補助率は、平成 23 年 2 月分から 9 月分までが 19/39 と平成 23 年 10 月分から平成 24 年 1 月分までが 5/9 になります。次に、県負担金の（子ども手当）被用者負担金（3 歳未満）ですが、内容は国庫負担金と同様になります。補助率は、平成 23 年 2 月分から 9 月分までが 1/13 と平成 23 年 10 月分から平成 24 年 1 月分までが 1/15 になります。次に、県負担金の（子ども手当）非被用者負担金（3 歳未満）ですが、内容は国庫負担金と同様になります。補助率は、平成 23 年 2 月分から 9 月分までが 10/39 と平成 23 年 10 月分から平成 24 年 1 月分までが 2/9 になります。次に、県負担金の（子ども手当）被用者負担金（3 歳以上第 1・2 子）ですが、内容は国庫負担金と同様になります。補助率は、平成 23 年 2 月分から 9 月分までが 5/39 と平成 23 年 10 月分から平成 24 年 1 月分までが 1/6 になります。次に、県負担金の（子ども手当）被用者負担金（3 歳以上第 3 子以降）ですが、内容は国庫負担金と同様になります。補助率は、平成 23 年 2 月分から 9 月分までが 10/39 と平成 23 年 10 月分から平成 24 年 1 月分までが 2/9 になります。次に、県負担金の（子ども手当）非被用者負担金（3 歳以上第 1・2 子）ですが、内容は国庫負担金と同様になります。補助率は、平成 23 年 2 月分から 9 月分までが 5/39 と平成 23 年 10 月分から平成 24 年 1 月分までが 1/6 になります。次に、県負担金の（子ども手当）非被用者負担金（3 歳以上第 3 子以降）ですが、内容は国庫負担金と同様になります。補助率は、平成 23 年 2 月分から 9 月分までが 10/39 と平成 23 年 10 月分から平成 24 年 1 月分までが 2/9 になります。次に、県補助金の放課後児童

健全育成事業費補助金ですが、補正理由は、歳出増に伴う歳入増になります。内容は、学童保育委託料の支出に係る県からの補助金になります。補助率は、2/3になります。次に、県補助金の小児医療費助成事業補助金ですが、補正理由は同様になります。内容は、小児医療費助成費の支給にかかる県からの補助金になります。補助率は1/2になります。次に、県補助金の子育て支援事業市町村交付金ですが、補正理由は、子育て支援事業市町村交付金交付決定に伴う歳入減となります。次に、教育費寄附金の中学校費寄附金ですが、有限会社プラス・パーフ代表取締役栗原敏丈氏寄附金による収入の増となります。平成22年度に引き続き、50万円の寄附金をいただいております。次に、歳出についてご説明させていただきます。まず、小児医療費助成事業の扶助費ですが、補正理由は、当初予算見込みより増のためです。内容は、小児医療費助成費です。次に、放課後子どもプラン事業の委託料ですが、補正理由は、県補助要綱の補助金基準額改正による増のためです。内容は、大磯・国府学童保育所の委託料です。次に、子ども手当等支給事業の扶助費ですが、補正理由は、子ども手当関係の法律改正により減のためです。内容は、子ども手当です。次に、保育園運営事務事業の共済費及び賃金ですが、補正理由は、人事異動による職員の減に伴い臨時職員の増のためです。教育総務費及び中学校費につきましては、大隅課長より説明いたします。

子ども育成課長) 歳入といたしまして、中学校費寄附金といたしまして有限会社プラス・パーフ代表取締役栗原敏丈氏寄附金による収入の増となっております。50万円の寄附を頂いております。今回歳出において中学校費で楽器の購入のための予算要求をしております。続きまして教育総務費の健康管理事業の報酬ですが、補正理由は当初予算算出時の児童・園児数の見込みが増となったためです。内容は学校・園医の報酬となっております。次に中学校費の学校運営事業の備品購入費ですが、補正理由は歳入において説明しましたが、寄附金を活用して中学校に楽器を購入するものです。国府中学校にティンパニー、大磯中学校にグロッケンとホルンを購入します。次に学校施設・設備維持事業の需用費ですが、補正理由は大磯中学校受変電設備取替のためとなっております。

子育て支援室長) 次に、幼稚園運営事業の共済費及び賃金ですが、補正理由は、人事異動による職員の増に伴う臨時職員の減のためです。以上で、説明を終わりにさせていただきます。

(質疑応答)

曾根田委員) 確認も含めてですが、縦書きの資料で、4行目の民生費国庫負担金の児童福祉費負担金、子ども手当被用者負担金、で3歳以上、第1・2子とありますが、これは言葉を変えたのですか。前は小学校終了年になっていたと思いますが。

子育て支援室長) 国庫の申請の時にこの内容となっておりますので、昨年度と今年度は違ってきます。今年はこの表現とさせていただきます。

曾根田委員) 県支出金の民生費県補助金、小児医療費のところで、審査手数料はないのでしょうか。

子育て支援室長) 手数料につきましては当初予算で対応できますので、扶助費のみを補正しております。

曾根田委員) 確認の意味で、最後の教育費寄附金は中学校で使ってくださいということですか。向こうからこれに使ってくれという依頼があったのでしょうか。

子ども育成課長) 子育て支援の内容に使っていただきたいということで、昨年に続けて2年連続で寄附をいただきました。昨年は図書館の方で児童用の図書を購入いたしました。今回、楽器を購入するにあたって寄付者の方にも確認をとりまして、このような内容で購入したいということの了解を取っております。

曾根田委員) 歳出の小児医療費助成金のところで、先ほどの手数料は当初で対応できるということで増はしていないということですね。

子育て支援室長) そうです。

曾根田委員) 放課後子どもプラン委託料でこれは要綱の関係で毎年、変わるのですか。変わるのであれば、今年はいくらで、前年はいくらですか。

子育て支援室長) 基本額が改正に成りまして当初は国府学童は2,873千円を基本額で見ておりましたが、今回、改正後では3,101千円と言うことで、これは人数の基準が当初は46人から55人で2,873千円でしたが、改正後では36人から55人ということで3,101千円ということです。大磯学童の方は改正当初は56人から70人で2,719千円でしたが、改正後は56人から70人ということで2,784千円ということで変更がありました。今回の補正につきましては、改正の他に障害を持たれているお子さんの受け入れもしておりますので、それに伴う増もあります。

子ども育成課長) これは毎年、4月1日に遡って10月くらいに県から補助要綱の改正の文章が来ます。予算時は前の基準でしか要求できません。そして、4月1日に遡った改正の通知が来ますので、今年度の補助基準額の形に直させていただいて要求させていただきました。要するに人数によっての基準額が決まっていますので、国府学童は46人から55人の中に入っていますので、2,873千円が3,101千円に変わった。大磯学童については56人から70人の中に入っていて基準額が2,719千円が2,784千円に基本額が変わった。あと、退所日加算とか長時間平均とか細かく補助単価が部分的に今回の改正で変わってそれによってそれぞれの学童に対する補助額が変わってきているということです。

曾根田委員) 障害児加算はどれくらいかわかりますか。

子育て支援室長) こちらについては当初、1名を予定していましたが、実際、3名おりますので、それに伴いまして、1名当たり、48万円で144万円になります。

曾根田委員) 児童福祉費保育園費で人事異動ということですが、いつ異動されたのですか。

子育て支援室長) 4月1日に保育園の方から幼稚園に人事異動しました。

子ども育成課長) 4月に大磯幼稚園の方が年少クラスが2クラスから3クラスに1クラス増えました。このため幼稚園の職員が1人必要になりまして、もう1人は臨時職員の方が辞められました。そのため、減が生じたため、保育園の幼稚園免許を持っている先生を2人、4月1日に動かして保育園は正職員が減りましたので、臨時職員を充当した形になります。

大橋委員) 学校運営事業の楽器は授業で使う楽器ですか。

子ども育成課長) 部活で使うことの方が多いと思います。

青山委員) 中学校費の学校施設維持事業の取替は定期的に交換するのですか。それとも事故等があって交換ということですか。

子ども育成課長) 変電設備は点検をしておりますが、毎年ではないのですが、何年かに1回交換しなければならないので、寿命で交換します。交換しないと停電等が起きてしまう可能性があります。

青山委員) 停電は起きたのですか。

子ども育成課長) まだ、起きておりませんが、いつ起きてもおかしくない状況です。

委員長) 他にも施設がありますが、他の施設の状況はどうですか。

子ども育成課長) それぞれの施設は古くなっておりますので、点検により支障が生じた場合は早急に直していく考えでおります。今回は補正がありましたので、補正で対応させていただきました。

委員長) 学校の教育活動に支障がないように早め、早めに対応していただきたいと思います。

曾根田委員) 他の学校でいつ耐用年数が来るか把握されていますか。基本的に機器については導入の時に耐用年数が決められていますが、それに基づいて更新していくと思いますが、法定の耐用年数を越えて十分使えますから、例えば、オーバーホールをしたり、毎年の定期点検等で伸ばして使っていく方向だと思います。例えば、耐用年数が5年という時に2倍とか基本的にメーカーは保障しないけれど使えると思います。そのようなスケジュールを立てられていますでしょうか。

子ども育成課長) 耐用年数については、無理して伸ばしている状態です。やはり危険性もありかと思いますが、全部は把握出来ておりません。

曾根田委員) 委員長がおっしゃったように学校の教育活動に支障がないようお願いいたします。

委員長) 学校関係で支障があると大事になりますので、例えば、実験中に停電になったりすると学校には危険物がありますので、その辺は早め、早めに対応をお願いいたします。

子育て支援室長) 先ほどの説明の中で子ども手当の関係で国庫支出金で国の方は減ということですが、県の方が負担している部分が増えています。歳出の方は子ども手当の総額としましては減ということになっています。当初は平成23年2月、3月分のものについては県、町も負担しようということで、10,919千円ほど見ていたのですが、23年4月から24年1月までは全額国庫ですよということであと金額も2万円で積算して出していました。ところが繋ぎ法で23年9月までと今回の特別法で来年の1月までが同じく県、町が負担しなさいということになりましたので実質、町の方が今の予算で見ますと67,800千円ほど負担しなければならなくなりましたので、57,000千円ほど増えていることとなります。当初は全額、国庫でしたけれども総額としては当初、6億2千万円という予算でしたが、今回の見直しの中では5億6千万円ということになりました。町としての負担は57,000千円ほど増えていることとなります。

委員長) 町の負担が当初よりも国の施策の関係で増えているという厳しい状況を押し付けられたということですね。それでは、討論を打ち切り採決に入ります。議案第14号について、原案のとおり採択したいと思いますが、ご異議ありませんでしょうか。

各委員) 異議なし。

委員長) 異議なしの声がありましたので、議案第14号 平成23年12月補正予算に

おける教育委員会予算要求については原案どおり承認いたします。

議案第 15 号 大磯町附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例について

書記が議案を朗読し、教育長から提案理由の説明を行った。

生涯学習課長) 議案第 15 号大磯町附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明させていただきます。説明資料の 1 ページをお開きください。改正の概要につきましては、町において設置されている全ての審議会、委員会、協議会などについて精査を行い、附属機関としての性格が認められるものについて、位置づけを明確とするものでございます。条例、規則、要綱に基づく審議会、委員会、協議会について、附属機関への整理、見直しを行うものでございます。改正の内容につきましては、条例別表のうち、大磯町図書館協議会については、設置の目的をより分かりやすく表記の改定を行いますが、協議会の会議は従来と変わらず変更、影響はございません。大磯町青少年問題協議会については、新たに別表に加え附属機関としての位置づけを行いますが、こちらの協議会の会議も従来と変わらず変更、影響はございません。なお、大磯町青少年問題協議会設置条例は別表への表記に移行することにより、従来の設置条例は廃止となりますが、条例の内容につきましては、規則において制定してまいります。また、執行機関が町長のものも別表に追加となりますが、現在調整中のため表には記載されておりませんのでご了承ください。2 ページにつきましては、新旧対照表となります。説明は省略させていただきます。3 ページから 4 ページは、大磯町附属機関の設置に関する条例の現行条例の写しでございます。5 ページから 6 ページは、大磯町青少年問題協議会設置条例の写しでございます。

(質疑応答)

青山委員) 大磯町青少年問題協議会ですが、従来の青少年健全育成会とはどのような違いがあるのでしょうか。

生涯学習課長) 内容的には非常に似通っております。

青山委員) それとは別にこちらを変更するということですか。

生涯学習課長) こちらにつきましては従来もあったのですが、現在は休止しております。内容的には同じものですので、こちらには報酬も載っておりますが、青山先生がご指摘のとおり、青少年健全育成会の方は無報酬でやってもらえる部分もありますのでそちらを優先してやっている状況でございます。

委員長) そうすると今までは青少年問題協議会は活動していないということですか。

生涯学習課長) 現在は休止状態です。

委員長) いつごろからですか。

生涯学習課長) 平成 15 年からです。

大橋委員) どうして 10 年近くも休止状態なのですか。

生涯学習課長) 今、申しあげたとおり青少年健全育成会とか小中学校につきましては学警連とかがありますのでそれで代用しているため、休止にしております。

大橋委員) 同じだから休止にしたのですか。

生涯学習課長) その辺の経緯はわかりません。

委員長) 休止していて支障がないなら必要がないのではないですか。

生涯学習課長) 条例ですのでまた、復活する場合がありますので残しております。

理事) 今、課長から説明いたしました。先ほどご指摘がありましたとおり、大磯町青少年指導員の設置規則等で青少年問題についてはいろいろな連携協議はやっております。青少年問題協議会は大磯町長の附属機関として何か問題があった時にいろいろと協議していただくために設置したのがもう1つの目的でございます。その中で施策の樹立につき必要な事項を調査審議することや各関係機関と相互の連携等が大きな目的となっております。基本的には青少年指導員にやっていただいておりますので、大きな問題があった時に町長が附属機関として調査検討をしていくイメージで捉えております。

生涯学習課長) 一番問題なのは要綱等で設置したものが諮問、答申、審議等をする場合については地方自治法上の附属機関に設置できるということになっております。要綱で設置したものが諮問、答申、審議する場合には近隣の市町で監査で違法という結果が出ておりますのでその辺も加味して、要綱に設置されているものを整理するために行うものです。

大橋委員) これは青少年問題協議会委員の方が大きな問題が発生した時に町長に言って開くものですか。

生涯学習課長) そうです。

大橋委員) 問題というのは青少年問題協議会委員の方がどのように決めるのですか。

理事) それは青少年問題協議会の中で決めます。

大橋委員) 町長に上げるか上げないかはどのように決めるのですか。

理事) 内容によると思います。

委員長) そうすると平成15年からは町長に上げるようなものはなかったということですね。これは町長部局が今までは所管していたものが教育委員会になるということですか。

理事) そうではないです。基本的には条例ですので大磯町青少年問題協議会設置条例につきましては町長部局で作っているものですが、青少年の問題や指導に関するものは生涯学習課で扱っておりますので、町長の附属機関として、どのようなものがあるかという整理の中で条例を整理したのが今回の趣旨になっております。

青山委員) 条例を見ますと青少年の指導育成保護及び矯正とありまして、矯正という言葉を書きますと中学校等では器物破損とかいろいろな問題が起きていますよね。平成15年から無かったというお話ですが、起きていますよね。そのような状況がある中で協議会を作って対処していこうとする意思がなかったという印象を持ちました。例えば、近隣の平塚とかはスクールサポートシステムがありまして教育委員会と学校とボランティアグループ等が連携して問題のある子どもに対して、徹底的に矯正していくシステムが確立しています。そのような話を聞いていましたので大磯町でも、そこまで深刻な問題は無いにしてもいずれそのような状況もあることを想定して協議会を設置していくべきだと思いますが、今のお話を聞くと文章にはあるが実体はないということですが、感じました。子どもたちの問題も大きなものが発生する可能性も

ありますので、この部分にも力を入れた方が良いと思います。

理事) 今のご意見ですが、個人的な見解としましては青少年問題につきましては、社会教育層という認識でおります。そのような中で学校教育との連携とかはとても重要視されますし、学校教育におけるいじめや暴力につきましては教育委員の方にもご相談しながら、問題を指導で解決しておりますが、そのような子ども達が社会教育の場でも生きていく訳ですからそことの連携というのは重要だと認識しております。例えば、子どもが校内で問題を起こした場合と町内で起こした場合を分けて考える問題なのかは私個人としましては一緒に考えて解決していかなければいけないものという認識があります。今回はそのような中で青少年指導委員も例えば、風俗とか万引きに関係していないかというのを調査していただいている訳ですが、そのようなところで問題が起きた時に青少年問題協議会という話になってきますが、学校教育と分けて考えているということではございません。

曾根田委員) この資料の中の改正案のところでは教育委員会とは関係ないということですよ。

生涯学習課長) はい。

曾根田委員) 要綱の話ですが、まず、確認したいのは基本的に青少年問題協議会については地方青少年問題協議法に基づいて作られています。これは基本的に地方自治体に置きますよとなっていますよね。それで構成員は会長は町長ですけど、これが教育委員会だとしたら、だれが構成員になるのですか。町長が会長ですか。

生涯学習課長) この条例によりまして会長は町長になることになっております。

曾根田委員) それはおかしいですよ。我々教育委員というのは町長から任命されるんです。それが今度は逆に町長を任命するのですか。そもそもこれは法律を基に作られていまして日本国の法律に基づいて設置しなさいとなっています。それで今までは行政機関の附属機関になっていたわけですよ。地方自治法の138条4の(3)の定めるところにより、普通地方公共団体即ち町の執行機関の附属機関として青少年問題協議会が置かれています。確かに、教育委員会の仕事として青少年教育もありますが、地方青少年問題協議会法では青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的なもので、その意味するところは全く異なるものである。地方青少年問題協議会法に基づき設置されている青少年問題協議会の所管は内閣府なんです。この法律に基づいて町は条例により行政機関の附属機関として設置しているわけです。このように本協議会法で決められており、この組織は基本的に教育委員会には置けない。それと確かに今までは生涯学習課を事務局としていました。青少年問題協議会の事務処理業務を行なう担当はどこの課が行なっても問題がないとの確認をしており、青少年教育を行なっている教育委員会の課で行なってきたものと考えます。確認は取られていますか。

生涯学習課長) まだ、取ってはおりません。

曾根田委員) そのような状況で議案を出すのですか。

理事) 所掌事務につきましては確認させていただきます。

曾根田委員) 私が確認した中では青少年問題協議会を教育委員会の附属機関とすることは内閣府としてはダメだと言うことでしたが、活動されてないのかもしれない

せんが、これは法律に基づいて作られているものであって、各県、市町村で設置されています。基本的には全部行政側の機関です。教育委員会の附属機関の中で会長は町長になるのですが、それは教育委員会が趣旨からして首長から独立している考えから本当に良いのですかということですよ。まずは法律に基づいてこうなさいよと言われていてこの地方自治法の138条の4の(3)にはあてはまらないという見解のようですよけれども、そこを確認とってもらわないと議論できません。

委員長) これは議会に諮る訳ですよ。期限があつてその中でこちらも結論を出さなければいけないということは早急に詰めて再度協議しないといけないですよ。

曾根田委員) 地方自治法の138条の4の(3)の附属機関という言葉については地方青少年問題協議会法に基づく機関を教育委員会に置くとは認めていないという解釈ですが、基本的に青少年問題協議会については地方公共団体の長の執行機関の中のものとしてやるという話だと思います。

理事) 青少年問題協議会の事務については教育委員会という認識であります。所掌事務についても範疇として入れておりますので、町長の附属機関として設置することと所掌事務でということになると教育委員会の定例会に掛けること自体が問題が出てきますが、我々の認識の中では教育委員会の業務として考えておりますのでここで議決をいただいて議会の方へ上げて行きたいと考えております。

曾根田委員) これはあくまでも所掌する本来の担当は行政側の担当がやるべきであつて便宜上、事務局としてやるのはどこでもよいというのが見解のようです。私としては教育委員会が所掌しているとは思えません。確認してもらわないと審議できません。

理事) その部分について確認いたしますので、再度審議をお願いいたします。

委員長) それでは休憩いたします。

協議事項第1号 平成24年度教育委員会当初予算要求に係る協議について

子育て支援室長) 子育て支援室関係の予算要求につきまして、ご説明させていただきます。まず、児童福祉総務費ですが、要求額が167,427,000円で、前年度比較で19,277,000円の増額となっております。主な事業内容といたしましては、ひとり親家庭助成事業、ひとり親家庭等医療費助成事業、子育て支援総合センターの事業運営、小児医療費助成事業、放課後子どもプラン事業等となっております。新規事業といたしましては、7番で公用車購入事業としまして、公用車の購入を予定しております。次に、児童措置費ですが、要求額が511,861,000円で、前年度比較で115,746,000円の減額となっております。事業内容といたしましては、子ども手当の支給にかかるもので、3歳未満は月額1万5千円、3歳以上(第1・2子)は月額1万円、3歳以上(第3子以降)は月額1万5千円で見込んでおります。なお、平成24年2月・3月分までは法律で子ども手当の金額が決まっておりますが、平成24年度以降の子ども手当の金額は決定しておりませんので、今現在の子ども手当の金額の1万円と1万5千円で積

算しております。次に、保育園費ですが、要求額が 455,076,000 円で、前年度比較で 110,020,000 円の増額となっております。事業内容としたしましては、国府保育園に係る運営経費、サンキッズ大磯・管外保育園に対する委託料、サンキッズ大磯の増改築に係る補助金等となっております。次に、児童福祉施設費ですが、要求額が 1,616,000 円で、前年度比較で 119,000 円の減額となっております。事業内容としたしましては、子育て支援センターの維持管理となっております。次に、幼稚園費ですが、要求額が 196,964,000 円で、前年度比較で 32,965,000 円の増額となっております。事業内容としたしましては、町立幼稚園 3 園の運営、維持管理に係る経費、私立幼稚園に在園する園児の保護者に対する就園費の一部補助となっております。新規事業としたしましては、6 番で町立小磯幼稚園の民間幼稚園移管に伴い、私立こいそ幼稚園に入園する園児の保護者に、入園料及び保育料等の補助を行うことを予定しております。子育て支援室関係の計としたしましては、要求額が 1,332,944,000 円で、前年度比較で 46,397,000 円の増額となっております。

子ども育成課長) 引続き、子ども育成課関係の補足説明をさせていただきます。資料の 2 ページから 3 ページをお開きください。今年度の要求項目の中で、新規事業や主な事業についてご説明いたします。まず、予算科目の教育総務費です。要求額が 187,810,000 円で、年度比較で 12,042,000 円の増となります。主な要求項目として、1 番の事業に含まれる内容ですが、昨年度予算化されなかった教育委員会会議録作成のための「会議録音データ翻訳委託料」を再度予算要求いたしました。次に 5 番の教育支援員の配置に係る予算措置です。今年度も各学校・園からの聞き取りや担当者による巡回訪問等での実態を踏まえ、32 人の配置を要求する予定です。次に 7 番の教育研究所事業の関係ですが、「大磯町の自然ガイドブック 磯の生物編」の作成に係る印刷製本費を予算計上する予定です。次に、小学校費と中学校費につきましては、共通の事業もありますので一括でご説明いたします。まず、予算要求額ですが、小学校費が 373,257,000 円、中学校費が 59,352,000 円となりそれぞれ前年度比較で、小学校費が 240,450,000 円の増、中学校費が 79,172,000 円の減となります。主な要求項目として、まず、小学校費・中学校費のどちらも 3 番ですが、児童・生徒用パソコンの新規の借上げ料として予算計上を考えております。小学校は一昨年の 9 月、中学校も今年の 9 月にリース切れを迎えておりますので、ここで新たな機種を導入を考えております。次に小学校費の 4 番の小学校低学年に導入しております 35 人学級編制に伴う非常勤講師の配置でございますが、国の法改正に伴い小学校 1 年生は正式に 35 人学級が導入されましたが、2 年生につきましては、現時点で導入が流動的ですので、来年度の見込みで両小学校 2 年生の 2 名分を予算要求する予定です。次からが新規の工事又はそれに伴う設計委託等となります。まず小学校費の 12 番が国府小学校の学校プールの建設工事とプール整備後の維持管理費です。次に 13 番が大磯小学校のグラウンド改修工事と体育館の設計委託料です。次に 14 番が国府小学校の校舎の外壁等修繕及び下水道接続工事です。次の 15 番が国府小学校のフェンス改修ということで、国府学童保育所道路側と体育館渡廊下側フェンスの改修を行う予定のものです。次の 16 番が教室環境施設整備事業ということで、夏場の暑さ対策として、小学校各教室に扇風機の設置と大磯小学校音楽室にエアコンを修繕す

るものです。最後に中学校費の9番ですが、国府中学校グラウンドの改修工事に伴う備品購入費となります。以上が主な要求項目ですが、総計で要求額が620,419,000円、前年度比較で173,320,000円の増となっております。

生涯学習課長) 続きまして生涯学習課関係の内容につきまして、説明させていただきます。4ページにまいりまして、社会教育費に関する内容でございます。要求額の総額といたしましては23,772,000円、前年度予算額が20,432,000円で、比較しまして3,340,000円の増となっております。生涯学習は、文化祭や成人式の事業費、報酬、賃金、建物の保守管理委託料などの経常経費のため削減が難しい状況ですが、さらに精査をして賃金、保守管理委託費、県外研修旅費などで約70万円を削減しましたが、10年間隔で作成する生涯学習推進計画策定の経費、生涯学習館の修繕料、防災用品の購入などで約400万円の増額となりましたので、結果として約330万円の増額となっております。次に、新たな主な事業といたしましては、生涯学習推進計画策定のための経費、生涯学習の推進としましては青少年向け講座を1講座増やし、大人向け講座を2講座増やす予定です。また、生涯学習館の施設の良好な維持管理をするため、自動ドア及び通用口扉の修繕、自動火災報知設備の増設、暗幕の交換、会議室内の非常用照明電池交換及び台風時などに一時的な避難所となるため、発電機等の防災用品の購入を考えております。新規事業費として、老朽化した生涯学習課専用車の更新を予定しましたが、子育て支援室や郷土資料館専用車の更新の優先を考慮して、今回は予算計上を見送りました。

図書館長) 協議資料につきましては5ページです。前年度予算額は72,207,000円、24年度要求額が83,215,000円で、比較しますと9,008,000円の増となっております。図書館の業務における大きな変更点ですが、3点目の図書館運営事業におきましては、23年度での本館窓口等業務委託終了による、窓口等業務従事に必要な臨時職員の配置、また、業務委託で実施していた、講演会の開催をします。また、5点目の図書整備事業では、23年度では光の交付金を活用したテーマ別読書推進事業で購入していた資料の継承するための資料費を計上しています。6点目の子ども読書推進事業におきましては、新規の「読書の時間」事業での図書資料の充実を図るために予算を計上しています。新規事業はありません。

郷土資料館長) 6ページです。要求額が51,402,000円で前年度予算額が40,956,000円で10,446,000円の増でございます。増額の主な内容につきましては、隔年ごとに祭り船の解体組立展示の委託がありまして平成24年度がその年にあたりますのでその分の増額です。新規事業といたしまして、収蔵品を整理いたしまして収蔵庫を充実させるためにプレハブ収蔵庫をリースにて設置する事業がございます。平成8年購入の公用車が老朽化しているために新たに公用車を購入するための事業がございます。3つの新規事業で増額となっております。

(質疑応答)

曾根田委員) 子育て支援のところで、単純な質問で職員給与のところが8名とありますが、勉強会の時は7名でしたがこの違いは。

子育て支援室長) 勉強会の資料が誤りで、こちらの資料が正しいものです。

曾根田委員) 全体を通して、例えば、子育て支援事業とか放課後子ども事業とか保育

園維持管理事業、児童保育委託事業、待機児童対策、幼稚園維持管理について前年度の要求に比べて、査定されたのが半分以下とか非常に厳しい査定が出ていますが、今回も強気に出している面がありますが、これは全部は認められないと思いますが、査定されてもここにある事業はやっていけるのかどうか。

子育て支援室長) 査定というのは全体の予算がございまして、絶対、あるものですが、基本的にはやっていくということで調整はしていきたいと考えております。

曾根田委員) 待機事業の関係で前年度、約5千370万円要求していて2千万円になっているけれども、今年も1千6百万円要求して、サンキッズに前年度、一部手当しましたよね。その拡充ですか。

子育て支援室長) こちらにつきましては23年度と24年度の2カ年の事業になってございます。今回要求するのは23年度は2千万でやっていたのですが、来年度中には完成ということでその分で町から県からの補助を入れたものを要求しているものでございます。

曾根田委員) 補助が入っているということですね。

子育て支援室長) はい、そうです。

曾根田委員) 幼稚園設備管理事業で2階廊下窓ガラス飛散防止フィルムとか滑り台とか新しく追加するものですか。

子育て支援室長) これは幼稚園から要望がありましたので新しく追加しております。

曾根田委員) 子ども育成課ですが職員給与の中の充て指導主事というのはどう言うことですか。

子ども育成課長) 充て指導主事の件につきまして現在、総務課と調整しております。

曾根田委員) これはぜひお願いします。

子ども育成課長) 職員給与につきましては総務課から割り振りをされてきておりまして、これは今年度ベースのものでございますので、この件につきましては総務課と調整しております。

委員長) この部分につきましては合わせて、お願いしたいと思います。来年度は中学校の方も新指導要領が完全実施ということもありますし、児童、生徒指導の部分についても、今は落ち着いていますが、いつどのような状況になるかわかりませんので即座に対応できるように今までどおり充て指導主事を確保していただきたいと思います。

曾根田委員) 教育研究所整備事業は今回はやらないのですか。

子ども育成課長) 今回は行いません。

曾根田委員) 教育環境整備事業のところで去年の1千5百万円で今年も1千4百万円ということで、これは工夫してどうにかならないのですか。

子ども育成課長) なるべくコストにつきましては他の予算もありますし、総額も伸びておりますので、査定をかなりされてしまうと思いますので、いろいろと努力した中で対応していきたいと考えております。

曾根田委員) 国府小学校のフェンスは残った部分でしょうか。

子ども育成課長) 今年度、駐車場の部分をやらせていただきましたので、残りの部分になります。

曾根田委員) 職員給与は学校給食と合わせて、7名と7名だったのですが、6名と8名になっていますがこれは。

子ども育成課長) 正規職員1名退職した分を臨時職員で1名補充します。

曾根田委員) 子ども育成課も子育て支援室と同様に予算を要求して、大幅に査定を受けている部分がありますが、例えば、パソコンとかもそうですが、これは査定されるのを覚悟の上でやっていると思いますが、これはなにが何でも死守したいというのがあると思いますので、そこは折衝の時にその気持ちで望んでいただきたいと思います。

大橋委員) 学校プール管理運営事業は、スポーツ健康課との関係でどこまでが子ども育成課の管理運営なのですか。

子ども育成課長) 夏休み期間中の開放の経費については、スポーツ健康課で予算要求しています。光熱水費については、分けられませんので子ども育成課で要求しております。

大橋委員) 水をきれいにするろ過装置とかのすみ分けはどうなっているのですか。

子ども育成課長) 塩素等の薬剤などの費用は、照ヶ崎プール参考に分けています。

大橋委員) プールの関係で、日にちで区切ってスポーツ健康課が管理するでしょうが、近隣住民より違法駐車等の電話が来たなどの対処方法のマニュアルはスポーツ健康課と取り交しているのですか。

子ども育成課長) 運営について学校に電話が入ってしまうことがあると思いますので、スポーツ健康課と取決めは必要だと思います。現在はそこまでいっていません。

大橋委員) いつごろまでに決めていくのですか。

子ども育成課長) 6月に完成するので、年度内に方向は出したいと思います。

大橋委員) コンピュータ教育推進事業で、教員のパソコンもそうでしたが、予算が付きにくい部分があり、故障して二人で1台を使っているなどないように頑張っていたきたい。国府小学校はバザーの予算で扇風機を買ったと聞くのですがどうですか。学校よりこういう物を買ってもらいましたとの報告はあるのですか。

子ども育成課長) 近年、夏場が暑いということで大磯小学校は購入したと聞いています。国府小学校で購入したかは聞いておりません。

曾根田委員) 生涯学習課は、きつい中でいろいろやっていただきたいと思います。図書館は、折衝にあたって本来の業務は図書館の設置目的がこうで、メリハリを付けてやっていくために、こういう形でやれるだけのことをきっちりしといた方がいいと思います。郷土資料館は、資料整理のことでプレハブの件はどうですか。

郷土資料館長) 詳細についてはまだですが、2階建てのプレハブ倉庫を作る予定で、防災倉庫と兼用しながら1・2階をそれぞれが使用するという話しにはなっています。

曾根田委員) 職員給与が全体の半分を占めているので、頑張っていたきたい。

青山委員) 予算が決まってくると思いますが、予算が適正に執行されているかのチェックが大事だと思います。神奈川県ではなかったのですが、先生の研修費用を出していながら研修に行っていなかったという報道がありました。少ない予算で一生懸命やっているところがあるのに不信感を持たれますので、その辺のチェックをしっかりしていただきたい。

委員長) この後は、最終的な折衝となるわけで、教育の部分は一長一短には成果として現れてこない部分がありますけれど、長い目で見て人材に投資をするという観点で予算折衝をやっていたいただければ、特に人に絡む部分では一人減るこ

とによって現場に影響する部分は大きいのでお願いしたい。扇風機のこと子ども学習効率と健康面を考えて手立てがあれば高額でないところで、要望を受け入れられないかと思えます。生涯学習、図書館、郷土資料館はお話しのあった部分について力を入れて折衝していただきたい。事務局におかれましては、大磯町の教育のために是非、がんばっていただきたい。

子ども育成課長) 今後のスケジュールということでお話しします。今日より財政課のヒアリングが始まっております。12月の初旬には内示が出る見込みです。復活要求、その後、理事者ヒアリングがあります。来年になりまして予算案が確定してくるというスケジュールです。12月中に教育委員と町長との話し合いを計画しております。

委員長) 我々としましても出来るだけのことはしたいと思えますので、連絡いただければ対応していきます。

議案第 15 号 大磯町附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例について

委員長) それでは、議案第 15 号 大磯町附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例について、委員より指摘のありました部分について修正された議案が提出されましたので再度審議したいと思えます。大磯町青少年問題協議会の部分を削除し、大磯町図書館協議会の文言を改めるというものです。それでは、採決に入ります。議案第 15 号について、修正案のとおり採択したいと思えますが、ご異議ありませんでしょうか。

各委員) 異議なし。

委員長) 異議なしの声がありましたので、議案第 15 号 大磯町附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例については修正案どおり承認いたします。

報告事項第 1 号 平成 23 年第 3 回大磯町議会臨時会について

子ども育成課長) お手元に資料がございますが、10月27日に臨時議会がございまして、1議案の上程をしております。内容としては、学校プール整備事業、災害復旧事業の補正予算であり補正額は54,937,000円となっております。なお学校プール整備事業については、工事費及び監理委託料は、平成23年度・24年度の継続費として提出しております。災害復旧事業については、台風15号で被害があった、国府中学校グラウンドフェンス、大磯小学校体育館入口屋根張替及び松本順謝恩碑の修繕となっております。この補正予算(案)につきましては、学校プール整備事業をカットし災害復旧事業のみとする議員修正案が出され、結果としては、修正案、原案反対が1人、修正案賛成が2人、原案賛成が10人となり原案が賛成多数で可決されました。

報告事項第 2 号 子ども議会について

子ども育成課長) 10月30日、日曜日に政策課の担当で子ども議会を開催しました。

大磯中学校、国府中学校3年生18名、当日、1名欠席されましたが、当初では13問の質問がございました。別紙資料のとおり教育委員会関係では、4グループから5質問が出されましたので、その質疑等について報告をさせていただきます。まず、Aグループの最初の質問として石井議員から自転車通学についてご質問が出ております。「自転車通学はなぜできないのか。」の質問については、登下校時の安全面の確保が難しいという理由で自転車通学は認めていないが、自転車に乗るマナーや規則の厳守など、生徒自身の行動によって、いくつかの課題が解決できるかもしれない。生徒同士で話し合いをすることも大切だと思っております。私から回答しております。「近隣の市や町で自転車通学を実施している中学校はあるか。」の質問については、二宮町では、町立二宮中学校において学校から遠い地区において基準を設け自転車通学を許可している。平塚市では、自宅から学校までの距離が遠いことなどの基準により中学校15校中、13校で自転車通学を許可していると私から回答しております。同じグループの佐藤議員から通学時間の差がなくなるよう自転車通学可能にしてほしい。生徒会本部にも、自転車通学についての意見が多数寄せられている。私たちも、自転車を運転するときには、交通ルールを守らなくてはならない。自転車通学可能な地区が決められた場合は、その地区以外の方が自転車通学することのないように、生徒会本部が呼びかけて、違反する人がいないような仕組みを考えていきたい。との意見がありました。佐藤議員の意見を受け教育長から、自転車通学で一番心配されるのは、事故である。登下校の時間が短縮されるよい面と、事故に合うかもしれないという悪い面がある。家族・生徒同士、先生と話合うことが大切、その中で方向性を決めていくのがよいと感想を述べております。次にAグループの2問目として秋谷議員から中学校の時間割についてご質問が出ております。「時間割はどういう理由で今の形になっていますか。」の質問については、国が全国どの地域で教育を受けても一定の水準の教育を受けられるようにするため、年間の標準授業時数等を定めており、各学校ではこれらの基準に沿って「時間割」を決めていると私から回答しております。「部活動の大会とテストの日程がなるべく重ならないようにすることはできませんか。」の質問については、部活動の大会とテストが重ならないよう努力しているが、大会に勝ち進んだ場合など、調整できない場合もある。勉強だけでなく、運動や文化の部活動でも活躍していただきたいと願っており、できるだけ応援をしていきたいと私から回答しております。「副教科の日程を増やすことはできませんか。」の質問については、技術・家庭などの教科も含めて、授業時数の標準は、国により定められており、学校では法令に準じて時間割を決めており、残念ながら特定の教科の時間数だけを増やすことはできないと私から回答しております。同じグループの石井議員から勉強と部活動を両立できるようなテスト日程や時間割を考えて欲しい。勉強と部活動の両方ともベストな形で取り組むことで、時間を有効に使うことが出来るのではないかと考える。また今年度は技術・家庭科が1週間に1回だけになっており、副教科の授業数を増やしてほしいと考えている。との意見がありました。石井議員の意見を受け教育長から、授業時間数を変えることはできない。1年間の授業数は決まっている。また部活に力をいれながら猛勉強し希望校に合格した体操の具志堅選手の例

をあげ、普段から勉強をがんばり、部活にも力を入れた生活をするのが大切である。皆さんには体力がある。がんばってほしいと感想を述べております。次にBグループの2問目として加藤議員から図書館の国府分館についてのご質問が出ております。「分館をもっと利用しやすくするために、どのような取り組みをしていますか。」のご質問については、一般書については、「話題の本コーナー」「新着コーナー」「ミニ特集」等コーナーを作り図書やCDの展示をしている。子ども用の児童書についても、一般書と同じくコーナーを作るとともに、場所を入口に近いところに設けて、利用される方が気づきやすいようにしている。また、1年を通してのイベントとして「読書スタンプラリー」の実施や、「ティーンズコーナー」の設置、夏休みや冬休みには読書の「推せん図書リスト」を作って、利用される方が本を手に取りやすいような工夫も行っている。と生涯学習課長から回答しております。「本や資料が少なく、本館にいていることがある。対処方法を考えていますか。」のご質問については、対処方法の一つとして、本や資料の予約を積極的に勧めている。予約は、国府分館のカウンターだけでなく、図書館内のパソコン、自宅のパソコンで図書館ホームページからも行うことができる。と生涯学習課長から回答しております。「自習スペースや飲食スペースがあると利用者はもっと増える。スペースを作ることとは可能ですか。」のご質問については、現在の国府分館内には、本を読むためのスペースは確保しているが、自習や飲食スペースを作ることとは難しい状況である。他のスペースの活用ができないか、検討していきたい。と生涯学習課長から回答しております。加藤議員から「長期休み（夏休み）や土日だけでも、支所の2階会議室を自習や飲食スペースとして開放することはできませんか。」との再質問があり、生涯学習課長から国府支所の2階にある和室など他の会議室が空いている場合は、開放できるように、早速、国府支所と図書館で、準備を進めていきたいと回答しております。同じグループの岩淵議員から国府分館には本や資料が少なく、自習や飲食の出来るスペースがないので大変不便に感じている。これらを改善すれば利用者も増加すると思う。そうなれば私たち中学生も利用する機会が増えると思う。また、利用者が増えれば、町の一つの「拠点」として、コミュニケーションの場となり、そこから地域の発展に繋がるのではないかと考える。との意見がありました。岩淵議員の意見を受け教育長から、議員の意見のとおり不便をかけている。国府分館はスペースが少ないので書物も少なく満足できるものではない。現在、図書館は広域化してパソコンで繋がり便利になっている。予約ができるので多いに利用してほしい。休憩などする場所があることでコミュニケーションが図れ多くの人とふれあえる大切な要素がある。国府分館にはその広さがないので、国府支所と話し合っってその結果をお知らせすると感想を述べております。次にEグループの1問目として栗原議員から中学校のエレベーターについてのご質問が出ております。「エレベーターが無いことについて、町はどのように感じていますか。」のご質問については、バリアフリーの観点からも設置していく必要があると私から回答しております。「予算的にエレベーターの設置は可能ですか。」のご質問については、設置費用やメンテナンス費用など考慮する点はあるが、エレベーターの必要性は充分認識しており、中学校の長期的な修繕計画に合わせて設置を検討していきたいと私から回答しております。栗原議員から「町はどのよう

に対処するのですか。」との再質問があり、私からエレベーター設置がいつになるか残念ながらお約束できない。ケガをした友達がいた場合は、手助けをしてほしい。社会生活の中で困っている人を見たときには、「何か出来ることはありますか」と声を掛け合うことのできるような人になっていただきたいと回答しております。同じグループの海老原議員から中学校は部活動も盛んなので、練習などでケガをする人がいる。松葉杖を使って学校生活を過ごさなければならなくなった時、教室の移動などで階段を使用するときはとても危険です。また、ケガだけではなく、高齢者や障がい者の方が来校した時は、エレベーターがあった方が便利だと思う。私たち中学生も、ケガをしている人、高齢者の方、障がいをお持ちの方が学校にいる時は危ない思いをしないように、手助けをしますが、みんなが安全に学校で過ごせるように、エレベーターの設置を強く要望する。との意見がありました。海老原議員の意見を受け教育長から、足の不自由な人にとって階段は大変苦労を要する所だと思う。エレベーターが設置できれば一番よいが予算の関係で今すぐにはできない状況です。松葉杖の友達の例があったが、階段の上り下りには友達が手を貸して生活していると思う。お互いに助け合う心を今後も続けてほしい。思いやりの心を持って中学生を送ってほしいとの感想を述べております。次にFグループの1問目として長谷川議員から地域の交流についてのご質問が出ております。「町内の放送を活用して、宣伝することは出来ないのでしょうか。」のご質問については、防災行政無線は、地震や台風などの災害情報や防災情報を伝えることを目的としている。また、人命の救助や犯罪などに関わる緊急的な情報など緊急性がある場合に放送している。文化祭などの行事案内の放送も町民の方の関心を高めたり、多くの方のご来場の効果も考えらるので、防災行政無線の活用について考えていきたいと生涯学習課長が回答しております。「一部の地区では、多くの人に参加できる体験型イベントが催されていますが、町として書道や盆栽など、文化活動の体験をできるようにして、多くの人と交流できるような工夫はされているのでしょうか。」のご質問については、今回開催のおおいそ文化祭においても、「木の実の鉢づくり」、「風呂敷包み」、「七五三の着装体験」、「和紙作品づくり」、「お茶席体験」などの「体験コーナー」を開き好評であった。また、各会場3か所以上回ると記念品がもらえる「スタンプラリー」を実施している。体験コーナーやスタンプラリーなど参加型の内容は、来場者に人気があり、多くの人々との交流が図れることから、今後とも継続・発展させていきたいと生涯学習課長から回答しております。同じグループの鍋倉議員から町の文化祭のようなイベントは、様々な文化に触れることができ、体験を通して文化活動を身近に感じることで大変良いと思う。このようなイベントが若い人にはあまり知られていないと思うので、町がもっとPRすれば、より盛り上がるのではないか。大磯の文化祭は地区会場でも催しをしているので、普段、顔を合わせない地域の人同士が触れ合える機会が増えると思う。地区会場の催しを利用することで、地区の人との繋がりをより強化することができ、地区全体がまとまれば、災害など何かあったときには助け合いの連携がとりやすくなると思う。人との交流はとても大切なことであり、これからはこのようなイベントを通して、町内の人だけではなく、町外の人とも交流を深めていくことが必要だと思いました。との意見がありました。鍋倉議員の意見を受け教育長から、全

く意見の通りで、すばらしい考えだと感心した。中学校の文化祭は、皆さんが楽しむと同時に参加者も楽しんでもらったのは大変よかったと思う。見学に来た方と会話をかわすことで交流も深められたと思います。クラスのまとまりもできたのではないかと思います。町の文化祭と日程が重なったため見に行く機会がとれなかったのではないかと思います。地区の文化祭は終わってしまった地区が多いがまだ開催される地区もあるので近くの生徒の皆さんは是非見学に行ってほしい。来年は地区の文化祭に作品を出展してほしいと感想を述べております。今回の子ども議会につきましては、一度、担当課長より回答してグループの委員が意見を行った後に町長や教育長が感想を述べる形式で進められております。その中で、前は小学生でしたが、今回は中学生でしたので町に対しての提言等参考になった部分もあったと思います。

(質疑応答)

委員長) 私も去年と今年、両方見たのですが、中学生らしいレベルの質問でした。町に関心を持った提案であったり、いろいろな問題意識の中学生らしい深まりを持ったものが出されていたと思いました。子ども達の姿勢として町の行事とか防災訓練、美化キャンペーンを含め積極的に参加したいという気持ちは判るのですが、現実、学校生活の中で部活等ありますので、小学生と違い難しいのかなと思います。建設的な意見もありましたので、町も対応できるところは対応していくと町長の発言もありましたので見守っていきたいと思います。

子ども育成課長) いろいろと参加したいとありましたので、その辺は生徒会に働きかけていきたと思います。

報告事項第3号 町立幼稚園の応募状況について

子育て支援室長) 報告事項第3号の町立幼稚園の応募状況についての資料をご覧ください。平成24年度の町立幼稚園園児の見込み数ということで、ご説明をさせていただきます。11月1日から入園願書の受付を行いまして、11月11日現在の園児見込み数を掲載させていただいております。まず、大磯幼稚園につきましては、平成24年度見込み数としまして願書受付数が、41人となっておりますので、平成23年度は61人で3クラスでしたが、平成24年度は2クラスになります。しかし、年中が68人ですので、2クラスで1クラス35人以上にはなりません。3クラスに分ける必要があると考えております。国府幼稚園につきましては、平成24年度見込み数としまして願書受付数が、27人となっております。たかとり幼稚園につきましては、平成24年度見込み数としまして願書受付数が、35人となっております。年少の願書受付数が103人となっておりまして、平成23年度の小磯幼稚園を除いた願書受付数が131人となっておりますので、比べますと、30人弱の減となっております。

(質疑応答)

大橋委員) 私立のこいそ幼稚園は、いつから募集が始まるのですか。

子育て支援室長) 願書の受付を11月26日から行い、その前に説明会を11月12日の土曜日に開催をしております。

委員長) 説明会でどのくらいの人数が集まったか把握していますか。

子育て支援室長) 新入園児が 30 名、途中での年中児で 6 名、年長児で 5 名、在園児の保護者、年少が 17 名、年中が 11 名で見込みですと 69 名となっております。

曾根田委員) 大磯幼稚園の年中は、厳しいかなと思います。また、国府幼稚園の年少は手厚いかなと思います。この辺は難しいですか。今まで町立小磯幼稚園に通っていた子が他に行くということはないですか。

子育て支援室長) 大磯幼稚園に行っている方が、私立こいそ幼稚園にという話しは聞いています。

子ども育成課長) 大磯幼稚園の年中の 68 人については、支援が必要なお子さんも数名いますので、2クラスでも基準上はいいのですが、厳しいと思いますので担当としては、3クラスで考えています。国府幼稚園については、年少の基準で 25 人となっております 27 人ですので 2クラスで考えております。

報告事項第 4 号 小磯幼稚園民間幼稚園誘致に伴う合意事項覚書について

子育て支援室長) 報告事項第 4 号の小磯幼稚園民間幼稚園誘致に伴う合意事項覚書についてご説明させていただきます。報告事項第 4 号の小磯幼稚園民間幼稚園誘致に伴う合意事項覚書についての資料をご覧ください。平成 23 年度第 6 回教育委員会定例会におきまして、協議事項第 1 号で協議いただきました合意事項覚書(案)につきましましては、平成 23 年 10 月 17 日に締結いたしましたので、覚書の写しを添付させていただいております。町立小磯幼稚園の民間幼稚園への移管につきましましては、平成 23 年 10 月 24 日に神奈川県私立学校審議会が開催されまして、私立幼稚園の設置が認可されましたので、平成 24 年 4 月 1 日に私立「こいそ幼稚園」が開園することになりました。なお、11 月 12 日土曜日には、町立小磯幼稚園におきまして、入園説明会が開催されております。また、11 月 26 日土曜日には、入園願書の受付、面接が予定されております。以上で、ご説明を終わりにさせていただきます。

報告事項第 5 号 第 58 回おおいそ文化祭の実施報告について

生涯学習課長) 報告事項第 5 号第 58 回おおいそ文化祭の実施報告につきましましては、第 58 回おおいそ文化祭の実施結果をご覧ください。今年度の各地区における文化祭は、10 月 8 日から 11 月 6 日までの間 12 地区で開催がされました。また、町が主催いたしました「おおいそ文化祭」は、10 月 22 日、23 日に、今年も図書館、福祉センターさざれ石、保健センター、郷土資料館、国府支所を使用した町内分散型で開催し、初日は雨、2 日目は晴れという天候でしたが盛会のうちに終了しました。開催の概要でございますが、福祉センターさざれ石 2 階レクリエーション室では、昨年より 1 団体増えまして 15 団体の発表がございまして、来場者数は 885 名ほどでございました。展示会場につきましましては、保健センターと図書館を利用して開催し、2 施設あわせて 20 団体が参加し、来場者数は合計で 890 人ほどでございました。郷土資料館研修室で開催いたしまし

た「おおいそ美術展」でございますが、33点の出展があり311名の来場者がありました。国府支所で開催いたしました囲碁大会でございますが、50名の来場者がありました。全体では、36団体が参加し、来場者総数は2,136名で雨のためか初日の来場者が少なく前年より約600名の減となりました。一方、各会場で行いましたスタンプラリーですが、参加団体から約500点の記念品の提供を受け、3ヶ所以上回られ記念品を交換された方の数は4会場で196名ほどとなっており、こちらの数は昨年とほぼ同数となっております。先週11月7日に文化祭運営委員会を開催いたしましたところ、昨年の課題となった保健センターの2階の来場者が1階にあまり流れてこなかったのは、2階での案内を強化したことによりある程度解消しました、発表の機会をいただきありがたかった、などのご意見をいただきました。そのほかの課題につきましては、改善に向けて努力してまいります。総括といたしまして、天候により前年より来場者が減りましたが、2,000人以上の来場者がありましたので、盛会だったのではないかと、参加団体同士がそれぞれ協力し概ね成功に終わったものと評価できると思います。なお、スタンプラリーについては、好評であるので続けていきたいと先日の運営委員会で決定しました。

(質疑応答)

曾根田委員) 予算折衝もあるので、改善していることをPRして予算を取ってください。

その他

生涯学習課長) 先程、取り下げさせていただいた議案「大磯町青少年問題協議会設置条例」の件につきましては、執行機関が町長となっておりますので、総務課より上程される予定ですのでお知らせいたします。

委員長) 取り下げ理由、差替え理由の説明がありましたでしょうか。

各委員) はい。

子ども育成課長) 就学時健診の関係でご指摘をいただきまして、その後の対応ということで報告いたします。11月8日に国府地区、明日に大磯地区の就学時健診を予定しています。11月8日の就学時健診を受診した保護者の方から視力検査をやらなかったことについて指摘がありました。学校保健法施行規則で視力検査、聴力検査はオージオメーターを使用して実施することが明記されています。今まで長年、視力検査、聴力検査は行っておりませんでした。近隣の状況も調べましたが、数市町は同じ状況でした。幼稚園で実施しているのを代用している町はありました。他市では、就学時健診の通知に自宅で視力検査を行える物を同封して、自宅で検査をしてもらい、心配がある場合は申し出てくださいという対応はありました。オージオメーターは就学時健診で実施している近隣はありませんでした。法律上はやらなければならない状況ですが、大磯町では問診の中で把握しているということで割愛させていただいて健診を行ってまいりました。ご指摘といたしましては、法律で定まっている視力検査・聴力検査の実施と謝罪文の掲載でした。対応といたしましては、視力検査・聴力検査の実施

になりますと時間的に1日では終わらない状況になります。明日は、大磯地区になりますので、担当の眼科医、耳鼻科医と相談させていただきまして私立の通われているお子さんについて、視力検査・聴力検査を実施させていただき、町内の幼稚園・保育園に通われているお子さんは後日、幼稚園・保育園で実施します。また、国府地区につきましては、町内の幼稚園・保育園につきましては、幼稚園・保育園で実施いたします。また、国府地区の私立に通われているお子さんは、会場を設定して通知しまして実施するという事で準備しております。年内中に終了したいと思います。

委員長) 来年以降、大磯町としては、視力検査・聴力検査を実施していくということですか。

子ども育成課長) 実施方法は、検討しなければいけませんが見力検査・聴力検査は実施していくことで考えております。

委員長) 視力・聴力検査は、個人情報に関わる部分もあり、みんなの前でやるのは如何かという部分もあり、他市でも配慮して問診で対応していたということもあると思います。

子ども育成課長) 次回の定例会は12月21日午前9時から4階第1会議室で行います。よろしく願いいたします。

(閉会)

会議の経過を記載し、その相違ないことを証しここに署名する。

平成 23 年 12 月 21 日

委 員 長 _____

委員長職務代理者 _____

委 員 _____

委 員 _____